

○議事日程

令和5年3月22日（水） 第5日

- |      |                |   |
|------|----------------|---|
| 第 1  | 会議録署名議員の指名について |   |
| 第 2  | 議案第 1 号        | 岐南町内部組織設置条例の一部を改正する条例について                           |
| 第 3  | 議案第 3 号        | 岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について                          |
| 第 4  | 議案第 4 号        | 岐南町長寿者祝金贈呈条例の一部を改正する条例について                          |
| 第 5  | 議案第 5 号        | 岐南町国民健康保険条例の一部を改正する条例について                           |
| 第 6  | 議案第 6 号        | 岐南町個人情報保護法施行条例について                                  |
| 第 7  | 議案第 7 号        | 岐南町個人情報保護審査会条例について                                  |
| 第 8  | 議案第 8 号        | デジタル社会の形成を図るための関係法津の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 第 9  | 議案第 9 号        | 岐南町議会の個人情報の保護に関する条例について                             |
| 第 10 | 議案第 13 号       | 令和5年度岐南町一般会計予算について                                  |
| 第 11 | 議案第 14 号       | 令和5年度岐南町国民健康保険特別会計予算について                            |
| 第 12 | 議案第 15 号       | 令和5年度岐南町介護保険特別会計予算について                              |
| 第 13 | 議案第 16 号       | 令和5年度岐南町後期高齢者医療特別会計予算について                           |
| 第 14 | 議案第 17 号       | 令和5年度羽島郡二町教育委員会特別会計予算について                           |
| 第 15 | 議案第 18 号       | 令和5年度岐南町水道事業会計予算について                                |
| 第 16 | 議案第 19 号       | 令和5年度岐南町下水道事業会計予算について                               |
| 第 17 | 議案第 20 号       | 工事請負契約の締結について<br>(東小学校トイレ改修工事)                      |
| 第 18 | 議案第 21 号       | 工事請負契約の締結について<br>(西小学校(南舎)トイレ改修工事)                  |



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員

---

10名

1	番	長谷川	淳	君
2	番	村山	博司	君
3	番	松本	暁大	君
4	番	三宅	祐司	君
5	番	後藤	友紀	君
6	番	松原	浩二	君
7	番	櫻井	明	君
8	番	渡邊	憲司	君
9	番	木下	美津子	君
10	番	岩田	晴義	君

---

○欠席議員

なし

---

○出席議員

---

10名

1	番	長谷川	淳	君
2	番	村山	博司	君
3	番	松本	暁大	君
4	番	三宅	祐司	君
5	番	後藤	友紀	君
6	番	松原	浩二	君
7	番	櫻井	明	君
8	番	渡邊	憲司	君
9	番	木下	美津子	君
10	番	岩田	晴義	君

---

○欠席議員

なし

---

○説明のため出席した者の職氏名

町 長 小島英雄君

副	町	長	傍	島	敬	隆	君
教	育	長	野	原	弘	康	君
会	計	管	井	上	哲	也	君
理		者					
総	務	部	小	関	久	志	君
長							
総	合	政	三	輪		学	君
策		部					
長							
福	祉	部	中	村	宏	泰	君
長							
土	木	部	安	田		悟	君
長							
住	民	部	堀	場	康	伸	君
長							
総	務	課	記	野	雅	之	君
長							
財	政	課	服	部	貴	司	君
長							
総	合	政	撰	田	真	広	君
策		課					
長							



○職務のため出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	岩	田	恵	司
書					記	朝	倉	修	一



開議

午前10時25分 開議

○議長（後藤友紀君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、さきにご通知申し上げたとおりであります。



第1 会議録署名議員の指名について

○議長（後藤友紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において10番  
岩田晴義議員、1番 長谷川 淳議員の両名を指名します。

◇

総務住民常任委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたから、会議規則第72条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第 1号	岐南町内部組織設置条例の一部を改正する条例について	原案のとおり可決すべきもの
議案第 6号	岐南町個人情報保護法施行条例について	原案のとおり可決すべきもの
議案第 7号	岐南町個人情報保護審査会条例について	原案のとおり可決すべきもの
議案第 5号	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	原案のとおり可決すべきもの

令和5年3月22日

岐南町議会議長 後藤友紀様

総務住民常任委員会委員長 三宅祐司

◇

福祉土木常任委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたから、会議規則第72条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第 3号	岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案のとおり可決すべきもの
議案第 4号	岐南町長寿者祝金贈呈条例の一部を改正する条例について	原案のとおり可決すべきもの
議案第 5号	岐南町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案のとおり可決すべきもの

令和5年3月22日

岐南町議会議長 後藤友紀様

福祉土木常任委員会委員長 木下美津子

◇

予算特別委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたから、会議規則第72条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第14号	令和5年度岐南町一般会計予算について	原案のとおり可決すべきもの
議案第15号	令和5年度岐南町国民健康保険特別会計予算について	原案のとおり可決すべきもの
議案第16号	令和5年度岐南町介護保険特別会計予算について	原案のとおり可決すべきもの
議案第17号	令和5年度岐南町後期高齢者医療特別会計予算について	原案のとおり可決すべきもの
議案第18号	令和5年度羽島郡二町教育委員会特別会計予算について	原案のとおり可決すべきもの
議案第19号	令和5年度岐南町水道事業会計予算について	原案のとおり可決すべきもの
議案第20号	令和5年度岐南町下水道事業会計予算について	原案のとおり可決すべきもの

令和5年3月22日

予算特別委員会委員長 渡邊憲司

岐南町議会議長 松原浩二様

◇

第2 議案第1号から第8 議案第8号

○議長（後藤友紀君） 日程第2、議案第1号から日程第8、議案第8号までの7案件を一括して議題とします。この7案件について各常任委員会における審査の報告を求めます。

最初に、総務住民常任委員会委員長 三宅祐司議員。

○総務住民常任委員会委員長（三宅祐司君） 総務住民常任委員会委員長、三宅でございます。

今期定例会におきまして、総務住民常任委員会に付託されました案件につきましては、去る3月14日、委員全員と町長以下関係理事者の出席を得まして委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の主な内容を含めまして、その結果をご報告申し上げます。

最初に、議案第1号 岐南町内部組織設置条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入りました。

委員から、デジタル推進室はペーパーレス化も考えて推進室をつくったのかとの問いに、理事者側から、ご指摘のとおりペーパーレス化も含めましてデジタル化を推進

していきますとの答弁がありました。

次に、委員から、今回新設されるデジタル推進室の人員の編成、室長の役職と職員の選出方法、外部からの登用、資格等を有する者か、取得するののかとの問いに、理事者側から、想定している職員は、民間企業での業務経験により専門的な知識を有する職員で、サイバーセキュリティ分野の国家資格である情報処理安定確保支援士と、コンピューターネットワークの技術的な専門性を有することを認定する国家資格であるネットワークスペシャリストを持った職員でございます。このほか、情報部門に配属された経験を有する職員、岐阜県デジタル推進局デジタル戦略推進課に実務研修生として派遣している職員、デジタル人材の育成のため今後のデジタル化を担う若手職員を想定しております。外部からの登用はございません。デジタル推進室の室長の役職につきましては、情報分野に配属された経験を持つ課長補佐クラスを予定しておりますとの答弁がありました。

採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第6号 岐南町個人情報保護法施行条例についてを議題とし、質疑に入りました。

委員から、過去3年間の実績と開示請求内容についてとの問いに、理事者側から、開示請求につきましては、令和4年度は相続のための葬祭補助金の交付申請等4件、令和3年度は本人の訴訟関係書類として住民票の写しの交付請求書等2件、令和2年度は登記のための家屋図面の請求等4件でしたとの答弁がありました。

次に、委員から、生存する個人とあえて規定しているが、亡くなった方の情報は個人情報に当たらないのかという問いに、理事者側から、改正個人情報保護法は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益を保護することを目的とするものです。本人関与等により権利利益の保護を求めることができるのは生存する個人であり、個人情報の範囲に死者に関する情報は含まれません。ただし、死者に関する情報につきましては、同時に遺族等の生存する個人を識別することができる場合に限り、生存する個人を本人とする個人情報に該当し、開示請求の対象となりますとの答弁がありました。

採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第7号 岐南町個人情報保護審査会条例についてを議題とし、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

裁決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

最後に、議案第8号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とし、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（後藤友紀君） 続いて、福祉土木常任委員会委員長 木下美津子議員。

○福祉土木常任委員会委員長（木下美津子君） 福祉土木常任委員会委員長、木下でございます。今期定例会におきまして、福祉土木常任委員会に審査を付託されました議案につきましては、去る3月14日、委員全員と町長以下関係理事者の出席を得まして委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので、審査の主な内容を含めまして、その結果をご報告申し上げます。

議案第3号 岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入りました。

委員から、令和4年度の保険税の実績の見込みと5年度の見込みに対して、どのくらい保険税が上がったのかとの問いに、理事者側から、被保険者数と国保加入率が下がっている状況であることから、令和5年度の保険税収入予算額は増額となっておりますとの答弁がありました。

また委員から、モデル世帯での岐阜県と岐南町と比較すると、医療費分で岐阜県は令和4年度と令和5年度では若干金額が下がっていますが、岐南町は逆に上がっている、どういう状況かとの問いに、理事者側から、市町村国保事業費納付金として令和5年度に岐南町が岐阜県に納めなければならない保険税を確保するため、岐阜県から示された国民健康保険税標準保険料率算定結果に基づき税率を定めているためでありますとの答弁がありました。

また委員から、所得割、均等割、平等割が全ての項目で税率が上がっている状況ですが、どうしてもこのタイミングで上げなければならなかったのかとの問いに、理事者側から、高所得の高齢者層が多く、そうした方々が75歳となって後期高齢者医療制度に移行することにより、将来保険税の高騰を招く懸念があることから、全体の収入額を維持するため、保険税収入を確保していますとの答弁がありました。

その後、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

議案第4号 岐南町長寿者祝金贈呈条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入りました。

委員から、岐南町における高齢化の推移についてとの問いに、理事者側から、昭和23年から24年生まれの方、いわゆる団塊の世代の方々が2025年までに75歳になります。現在の岐南町の高齢化率は22.3%、県が26%強だと思います。かなり低いかと思われませんが、岐南町のほうもこれから進んでいくかと思われれます。そういったところで、

今後は高齢者が増加していくとの答弁がありました。

また委員から、他の自治体ではこういった高齢者に対する祝い金というものを廃止するような方向が見受けられるが、ここに来て105歳と110歳を新たに制定される経緯についてとの問いに、理事者側から、今後岐南町の中で安心して暮らしていける岐南町に住んでよかったと思っていただける一つのブランド化だと思っています。また、この事業につきましては、児童福祉も高齢者福祉も全て町として祝意を示しながら進んでいく一つのツールだと思っており、継続事業として要求しておりますので、よろしく願いいたしますとの答弁がありました。

また委員から、渡し方手段についてですが、以前は民生委員が直接各世帯に渡しに行っていたと聞いております。お祝い金ですので、できれば本人に「おめでとうございます」と言ってお渡しできるのが一番だと思いますし、民生委員が高齢者の方にお会いして、「最近どうですか、困ったことはありませんか」と、そういう機会にもなったのではないかと聞いております。一方で、今の支給方法が口座振込されていると聞いておりますけれども、せっかくの町の予算を執行するに当たって、やはりインセンティブがあったほうがいいのかと個人的に思うわけですが、その辺の考え方についての問いに、理事者側から、過去には民生委員さんを介して給付をしたこともございました。そのときは、安否確認もできていましたけれども、ここ数年コロナ禍におきまして、民生委員さんが訪問するにも相手の了解を取らなければならないこともありましたし、現在は民生委員さんが訪問するまでもなく、包括支援センターの職員や社協や介護支援事業所による訪問が充実してきております。そのため、現在は口座振替によって給付を行っております。しかしながら、100歳を迎えるときには人生の大きな節目ということで、町長自ら自宅のほうへ訪問していただきまして祝意を示している状況でございますとの答弁がありました。

また委員から、105歳で3万円にされた理由についての問いに、理事者側から、基準としては100歳なんですけど、100歳で10万だったので、同額ぐらいでもいいのではないかと思いました。しかし、明確な理由はありませんが、形だけでもやはり長生きしてもらったという祝意を表するという意味で、3万、5万円ということになりましたとの答弁がありました。

その後、採決したところ、賛成全員で原案のとおり可決いたしました。

議案第5号 岐南町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入りました。

また委員から、今回42万円から50万円に引き上げられ、8万円ほど増額になりますが、現状では近隣市町でこの出産にかかる費用はどのくらいの状況になっているのか、

また50万が直接病院に支払われるとして、実際に残金が出るような場合はどういう扱いになるのかとの問いに、理事者側から、1つ目の出産費用の平均額ですけれども、令和元年の額になりますが、全国平均は46万217円で、これに部屋代、産科医療補償制度の掛け金、その他の費用を含めると52万4,182円が全国平均の出産費になっています。岐阜県につきましては、公立病院で生まれた場合、この差額ベッド代を含まない金額ですが、40万2,888円となっております。2つ目の基準額に達しない場合の給付につきましては、差額分については町のほうからお支払いする形になっております。例えば、50万のうち45万円しかかからなかった方については、5万円分を後に町から補填する形でお払いさせていただくという制度になっておりますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（後藤友紀君） 以上で委員長報告は終わりました。

最初に、議案第1号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（後藤友紀君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（後藤友紀君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第1号について、委員長報告は原案を可決とするものがあります。

議案第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（後藤友紀君） 起立全員であります。よって、議案第1号 岐南町内部組織設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（後藤友紀君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（後藤友紀君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第3号について、委員長報告は原案を可決とするものがあります。

議案第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(後藤友紀君) 起立全員であります。よって、議案第3号 岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

○議長(後藤友紀君) 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

○議長(後藤友紀君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第4号について、委員長報告は原案を可決とするものがあります。

議案第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(後藤友紀君) 起立全員であります。よって、議案第4号 岐南町長寿者祝金贈呈条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

○議長(後藤友紀君) 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

○議長(後藤友紀君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第5号について、委員長報告は原案を可決とするものがあります。

議案第5号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(後藤友紀君) 起立全員であります。よって、議案第5号 岐南町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

んか。

(質 疑 な し)

- 議長（後藤友紀君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。  
これより討論を許します。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 議長（後藤友紀君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。  
これより採決します。議案第6号について、委員長報告は原案を可決とするものであります。

議案第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

- 議長（後藤友紀君） 起立全員であります。よって、議案第6号 岐南町個人情報保護法施行条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 議長（後藤友紀君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。  
これより討論を許します。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 議長（後藤友紀君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。  
これより採決します。議案第7号について、委員長報告は原案を可決とするものであります。

議案第7号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

- 議長（後藤友紀君） 起立全員であります。よって、議案第7号 岐南町個人情報保護審査会条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 議長（後藤友紀君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。  
これより討論を許します。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 議長（後藤友紀君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。  
これより採決します。議案第8号について、委員長報告は原案を可決とするもので

あります。

議案第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（後藤友紀君） 起立全員であります。よって、議案第8号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり可決されました。



#### 第9 議案第9号

- 議長（後藤友紀君） 次に、日程第9 議案第9号については既に質疑及び討論が終了しております。

これより採決します。議案第9号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（後藤友紀君） 起立全員であります。よって、議案第9号 岐南町議会の個人情報保護に関する条例については、原案のとおり可決されました。



#### 第10 議案第13号から第16 議案第19号

- 議長（後藤友紀君） 次に、日程第10、議案第13号から日程第16、議案第19号までの7案件を一括して、議題とします。この7案件について、予算特別委員会における審査の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 渡邊憲司議員。

- 予算特別委員会委員長（渡邊憲司君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会におきまして、予算特別委員会に議案が付託されました案件につきましては、去る3月9日、10日に委員全員と町長以下関係理事者の出席を得まして委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の主な内容を含めて、その結果をご報告いたします。

最初に、議案第13号 令和5年度岐南町一般会計予算についてを議題とし、質疑に入りました。

最初に、総務部、総合政策部関係について質疑を行いました。

委員から、地方特例交付金の増額計上になっている根拠についての問いに、理事者側から、予算は令和4年度の決算見込みベースに、国の地財計画で示された指標を基に計上いたしました。増額となる要因としましては、令和4年中に町内において新築家屋が多く建設され、新たに住宅ローンを組まれた方が多くなると想定したこと

よりもすとの答弁がありました。

次に、委員から、ふるさと岐南応援寄付金はどれだけの増収になっているのか、寄付金収入分は基準財政収入額に算入されないが、効率よく歳入を増加させる手段について、収入を新規事業や試験的な事業の財源にしていくことはいかがかとの問いに、理事者側から、令和3年度の実績は、ふるさと岐南応援寄付金の収入1億6,618万3,000円、募集に係る経費は7,801万7,000円、町民が他市町村へ行った寄附の控除額は5,453万7,000円で、純粋にその差額3,362万9,000円が増収になり、令和2年度と比較して1.25倍となっております。

2つ目の問いに対しては、町の財源確保の手段であり、寄付金額増額に向け現在取り組んでおります。本年度は返礼品の拡充、在庫数の増加をいたしました。なお、令和5年度につきましては、広告掲載も予定しております。

3つ目の問いに対しては、財政上の扱いは特定財源ではなく、一般財源として歳入を受け予算執行をしております。寄附金を特定の事業財源にするには、基金化の必要がありますが、現時点ではその考えはございませんとの答弁がありました。

次に、委員から、過去最大の税収になりましたが、その要因と今後の推移について、各課から新年度予算要求なされた総額は幾らだったか、新年度予算への計上が見送りになった事業はどんなものがあったか、また基金の残高は、補助事業について教育関連団体の補助が廃止されておりますが、一部のみに補助金廃止の判断がなされるのは妥当と言えるかとの問いに、理事者側から、税収の増の要因といたしましては、個人住民税が伸びているが、これは納税義務者が増加しているためです。また、経済情勢が比較的堅調に推移していることから増加しております。法人住民税としましては、比較的規模の小さな企業が岐南町で事業所を設け、その事業者数が増加していることから増収となっております。固定資産税については、農地の宅地化が進んでおり、新築家屋の増加と設備投資が寄与し増収となっております。結果といたしまして、このような要因から過去最大の税収となる見込みでございます。

次に、新年度予算におきまして、事業課により当初予算要求がありましたのは約88億円ございました。その中で、先送りしたものといたしましては、「ほほえみ会館」を「ぎなんほほえみ児童館」へとリニューアルし、学校や家庭以外で児童の健全な居場所を確保するために、こちらについては令和5年度中に事業実施の検討を積み重ねてまいります。各基金の残高につきましては、令和4年度の保有高見込みとしまして、財政調整基金につきましては11億2,350万円、公共施設建設事業基金につきましては7億7,150万円を見込んでおります。基金全体を見ますと、令和4年度中、基金繰入額5億4,008万円に対し基金積立額5億1,693万2,000円で、前年と比較いたしますと

2,314万8,000円ほど少なくなりましたが、トータルでは、25億2,630万4,000円を見込んでおります。

3つ目の問いに対しては、毎年、補助金監査を実施しており、補助金の交付手続が適正に行われているか、目的に沿って適切に執行されているかを検証させていただいております。その基準といたしましては、行政が交付すべき必要性、費用対効果、経費負担の在り方などについて検証して判断しており、多額の繰越金を持つ団体だからという理由だけで補助金の廃止はいたしておりませんとの答弁がありました。

次に、委員から、令和4年度またそれ以前からで連続して削られて先送りになっているものがあるのかどうかとの問いに、理事者側から、基本的にはやらなければならない事業については、先送りすることなく、その年で実施しております。ただ、その年で完結しなくてもいい事業については、年度計画を立てて財政負担の平準化を図っております。質問の削られたものにつきましては、令和4年度以前からの要求では、住民票のコンビニ交付対応経費がございました。この事業につきましては、必要性や優先度などの観点から事業を見送ってまいりましたが、来年度以降にデジタル推進室ができますので、そちらのほうで事業実施に向けて検討していく次第でございますとの答弁がありました。

次に、委員から、空き家対策の予算化についてとの問いに、理事者側から、特定空き家になっていない空き家については総務課で把握しております。予算はございませんが、所有者の方に連絡をしておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、特定空き家指定の審査会についてとの問いに、理事者側から、審査会のほうは現在開かれておりません。そこに上がるような空き家がないと認識しておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、大口定期、国債、普通預金以外のリスク分散を考えた資金運用について、公共施設建設事業基金の積み増しについてとの問いに、理事者側から、基金の運用につきましては、岐南町資金管理運用基準に基づき、その中の資金の管理及び運用の基本原則により資金の元本を確実に確保し、それと併せて支払いの処理に支障が生じないよう一定の資金については流動性を確保し運営を行っております。リスクもある中、運用については大口定期、国債など、普通預金しかございませんので、今後も財政課とよく協議の上、効率的な運用に努めてまいりたいと考えております。公共施設建設事業基金につきましては、現在予算上はルール分として5,500万円と、その基金の運用で生じる利息を予算とし積立てを計上してございます。今後は建物の改修などの実施時期に合わせまして基金の積立てを着実に行ってまいりたいと思っておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、コミュニティバスの取組はとの問いに、理事者側から、令和4年度は、公共交通への愛着の醸成を図るため、運行開始10日間の「無料デー」の実施や、老人クラブを対象とした「コミバス乗り方教室」を開催しました。令和5年度は、岐南町地域公共交通計画の達成状況の評価として、利用者満足度の初回アンケートを行います。そして、アンケートの結果などに基づき、岐南町公共交通会議と岐南町地域公共交通活性化協議会の場でコミュニティバス・コミュニティタクシー事業を評価し、利便性の向上を目指す取組について話し合いますとの答弁がありました。

次に、委員から、議会におけるDX化についてとの問いに、理事者側から、今年4月以降デジタル推進室をつくりますので、議会の中で運用基準を作ってください、相互に合意を得ながら実施していきますとの答弁がありました。

次に、委員から、庁舎清掃の委託料につきまして、前年比18%増となっている要因は何かとの問いに、理事者側から、委託料が増加している要因は物価高騰と人件費が主なものです。現在の委託業者からの見積りで計上をさせていただいておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、自治会絆づくり交付金の予算計上額の根拠について、提案型協働事業補助金についてとの問いに、理事者側から、自治会の絆づくり交付金につきましては、前年実績を根拠とするわけではなく、一定の基準額に基づき算出をしております。運営事業で均等割が16万円、世帯割が世帯に対して1,500円、絆づくり事業で、均等割が24万円、世帯割が世帯に対して800円で計上しております。世帯数につきましては、増加傾向でございますので、8,900世帯を想定の世帯数としております。次に、提案型協働事業補助金については、令和5年度に向け3団体から事前協議の申し出があり、内容は、町提案型協働事業が1件、団体提案型協働事業が2件となっておりますとの答弁がありました。

次に委員から、若年者就職祝金の年齢要件30歳未満はいつの時点か、町内事業所の対象はとの問いに、理事者側から、30歳未満は就職した日時点で、町内事業所の対象は岐南町商工会の会員事業所ですとの答弁がありました。

次に、委員から、若年者就職祝金給付事業を商工会に限られた理由はとの問いに、理事者側から、商工会と連携して行う事業により、町内に住所を有する若者の町内事業所への就労意欲を高め、町内事業所の人材確保と、この町の未来を担う若者の定住促進を図ってまいりますとの答弁がありました。

次に、委員から、ししまろとねぎっちょの展開はとの問いに、理事者側から、ねぎっちょは今までの取組を続け、そこにししまろが新たな町のマスコットキャラクターとして加わりますとの答弁がありました。

さらに、委員から、しまろのキャラクター設定はどの問いに、理事者側から、しまろは女の子ですとの答弁がありました。

次に、委員から、岐南町・笠松町まちづくり調査研究業務の費用負担が2分の1となっている理由はどの問いに、理事者側から、この業務委託はまちづくり計画そのものではなく、二町が共に抱えるこのエリアの課題を整理し、話し合いを始める前提となる基礎資料を作成しようとするものであるからですとの答弁がありました。

その他の質疑の後、住民部関係について質疑を行いました。

委員から、給食費、来年度1億1,444万円予算計上で、町外の私立と町内のバランスについてどの問いに、理事者側から、令和4年度の私立及び附属小学校などの小学校は68人で299万2,000円、中学校は92人で506万円、合計160人で805万2,000円となっております。そのほか、特別支援学校の小学生が15人、77万5,500円、中学生が15人、88万2,750円。合計30人、165万8,250円です。町外の合計が190人で971万250円となっております。また、町内の小学校1,325人、6,850万2,500円、中学生579人、3,407万4,150円、総計で2,094人、1億1,228万6,900円となっております。令和5年度の私立及び附属などの小学校は53人で212万円、中学校は67人で335万円。合計120人、547万円となっております。特別支援学校の小学校10人、53万6,800円、中学校10人、60万8,300円、合計20人、114万5,100円、町外合計が140人で661万5,100円となっております。町内の小学校1,331人、7,144万8,080円、中学校598人で、3,637万6,340円、総計2,069人で、1億1,439万5,520円となっておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、物価が高騰している中、給食費は大丈夫かとの問いに、理事者側から、令和4年4月から給食費の値上げをしていただき、現時点ではこの金額で運営できると考えておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、中学生英語教室の1・2年生の生徒10%未満の定員で、英語教育を推進する町としてイメージアップを満たしているかとの問いに、理事者側から、令和4年度新規事業で、20名の定員で募集しましたところ29名の応募がありました。令和5年度にはさらに英語に親しみが持てるように募集を40名にし、今後も状況を見ながら募集人員を増やしていきたいと考えておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、定員よりもオーバーになった場合の人選はどの問いに、理事者側から、定員40名を超えたときには抽選をさせていただきますとの答弁がありました。

次に、委員から、羽島郡二町教育委員会負担金の人件費の内訳と増加理由についてどの問いに、理事者側から、職員数は変わりません。正職員13名分と教育長分です。各人件費が少し上がっていますとの答弁がありました。

次に、委員から、放課後子供教室の推進についてどの問いに、理事者側から、時間

を自分たちで決めて活動できるような、そうした時間が設定できないかなということを考えておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、マイナンバーカード発行についてとの問いに、理事者側から、令和5年2月末時点の交付率は67%、申請率は74.01%でした。申請した方たちが、カードを受け取ったときには1万9,445人の町民がマイナンバーカードを保有ことになりますとの答弁がありました。

次に、委員から、調理員派遣委託料の増加理由についてとの問いに、理事者側から、令和4年度は派遣職員4人で997万5,000円、令和5年度は6人で1,496万2,000円となったためですとの答弁がありました。

次に、委員から、学校の備品、消耗品等との問いに、理事者側から、小学校の授業で使用する消耗品については、教育振興費として、学校割額一律15万円、学級割額1クラス1万円、児童数割額1人1,000円と各学校に予算が計上されておりますので、その金額の範囲内で、授業で使う消耗品については学校側から事業課にお話をさせていただければ対応できますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、福祉部関係について質疑を行いました。

委員から、社会福祉協議会事業経費負担金と岐南町シルバー人材センター事業経費負担金について、昨年度と比べ増額した詳細についてとの問いに、理事者側から、社会福祉協議会事業費負担金126万5,000円の内訳は、社会福祉協議会の電気代16万6,615円、電話代30万5,600円と「なんカフェ」の電気代74万512円、水道代4万2,432円、ガス代1万243円であります。次に岐南町シルバー人材センター事業費負担金については、電気代のみ20万3,000円を計上しておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、国が子育て予算倍増とニュース等で聞きましたが、本町の予算はむしろ減額になっているような状況ではないかと思われませんが、国の施策も含め、子ども・子育てに関する予算割合は増えたかどうかとの問いに、理事者側から、国の子育て予算の倍増につきましては国会で審議中ですが、令和5年につきましては、基本的には従来の実績の継続ということで考えております。今後、こども家庭庁による本格的な事業展開とともに、事業の財源確保に関する議論が進むものと思っておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、骨髄移植ドナー助成事業補助金が10万5,000円計上してありますが、どのような状況であるのかとの問いに、理事者側から、骨髄移植ドナー助成事業補助金の利用状況は、令和2年度に骨髄移植提供が1件あり、その際14万円の歳出に対し2分の1に当たる7万円の県補助金がありました。なお、令和3年度、令和4年度の利用実績はございませんとの答弁がありました。

次に、委員から、現在、伏屋地内にある社会福祉法人が介護、広域型の特別養護老人ホームを建設中ですが、過去に議会等の答弁で岐南町の8期福祉計画において早期設置の必要性や設置における妥当性について議論がありましたが、その点を踏まえ新年度の予算上で補助金の計上がなかった点について、町として現状どのように考えているかとの問いに、理事者側から、もし社会福祉法人に町として建設補助を行う場合は、入所に対して定員の4分の1は岐南町民の入所をお願いしたいと申し出ますとの答弁がありました。

次に、委員から、新規事業の岐南町多機能型地域子ども安心センター事業について、人件費が9名ですが、児童を預かる人数を超えた場合、予算を増額するのかとの問いに、理事者側から、子ども安心センター事業の支援員9人の内訳は、全体の管理者として常勤職員が1人、現在行っている通園療育ルームに非常勤職員4人、また、新たに始める預かり保育事業に非常勤職員4人が対応いたします。いずれも保育士資格や幼稚園免許資格を持った職員を予定しております。町内の保育施設に加配対象児が50人以上おりますが、事業開始初年度はまずその中でも特に支援が必要な園児を対象とし、定員を15名といたしました。令和6年度以降は利用状況を見ながらまいります。ただし、原則3か月の利用、その後、必要に応じて1か月ずつ延長しますが、在園の集団生活に戻ることを目的としているため、空きが出れば次の希望者に利用していただきますとの答弁がありました。

次に、委員から、未就園児預かり事業としまして、政府がモデル事業に令和5年度予算案で約2億円を計上し、自治体に対し事業費の9割を補助するという記事を読みましたが、この補助を利用するかとの問いに、理事者側から、国が来年度全国で20から30自治体で未就園児の預かりモデル事業として開始する予定です。先般、県にお邪魔し、岐南町多機能型地域安心センター事業に補助金活用できないか相談し、国に対し事業参加を申し出たところでしたとの答弁がありました。

次に、委員から、1日最大15名をどう選別するかとの問いに、理事者側から、年に数回園長会議を開催しており、既に加配対象の子どもを把握しており、現在11名の保護者と入所調整しております。正式には4月以降に入所手続をしていただきますとの答弁がありました。

次に、委員から、卒園記念品として19万2,000円が計上されていますが、町外に通っている園児も含まれるのか、また昨年度はなかったが、なぜ今回予算組みをされたのかとの問いに、理事者側から、この卒園記念品は町外の保育園や幼稚園の園児は含まれてはおりません。また、2つ目のこれまでなかったものを予算計上した理由として、平成29年度まで国語辞典を贈呈していましたが、事業の見直しにより平成30

年度から廃止となりました。しかしながら、小学校の卒業時に記念品が贈呈されていることや、保護者や保育園から強い要望、また子どもの交通安全対策等の理由で、一部窓空きの黄色い傘の購入費として予算を計上いたしましたとの答弁がありました。

次に、委員から、産後ケア事業におけるアウトリーチ型、宿泊型、デイサービス型、出産・子育て応援交付事業の相関関係についてとの問いに、理事者側から、アウトリーチ型は、家族などから育児などの援助が受けられず、心身の不調や育児不安がある産婦及び生後1年未満の乳児に対し、助産師による一般的な育児相談であります。宿泊型とデイサービス型は、妊産婦の心身ともに負担や不安が特に重度の方を対象に、場合によっては虐待や自殺企図のおそれがある方を対象としております。出産子育て応援交付金は町内の妊産婦全員が対象の事業でありますとの答弁がありました。

次に、委員から、新規事業の補聴器購入費助成事業の目的欄に、金銭的負担を理由に諦めていたが、もう少し踏み込んだ諸条件はないかとの問いに、理事者側から、所得制限という考えも一つではありますが、今まで補聴器の購入そのものを諦めていた方の購入のきっかけづくりという目的もございます。購入を迷う方の補助制度を設けることで補聴器利用促進を図るという理由でスタートいたしますとの答弁がありました。

また、委員から、新規事業の帯状疱疹の予防接種のワクチンは、1回接種で7,000円程度で約50%の抑止力があるものと、ワクチンと2回接種の不活化ワクチンで1回約2万円かかる2種類あります。1人1回まで5,000円の理由についてとの問いに、理事者側から、2種類のワクチンがございますが、2回接種のものも1人1回のみ5,000円でございます。他の先行自治体を参考にしながら、経済的負担の軽減と併せ接種を促すことも重要という考えに基づき設定いたしました。今後状況を見ながら改善してまいりますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、土木部関係について質疑を行いました。

委員から、交通安全対策特別交付金が昨年度と比較しますと約100万円が減額となっておりますが、交通安全施設整備は大丈夫なのかとの問いに、理事者側から、交通安全対策特別交付金につきましては、こちらは交通罰則金を原資といたしまして交付されるものでございます。よって、令和5年度の歳入の算定につきましては不確定要素が大きいため、予算立てにおきましては令和3年度の実績額を採用させていただいております。なお、この交付金が減額されても、町の交通安全対策といたしましては、昨年度を上回る予算計上させていただいておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、土木費国庫補助金と土木費県補助金の概要についてとの問いに、理事者側から、土木費国庫補助金は、社会資本整備交付金といたしまして厚八橋架け

替え事業負担金に2,002万9,000円、下印食雨水幹線整備事業の工事費に1,125万5,000円などで5,797万4,000円計上しています。

続いて、2つ目の土木費県補助金は土地取引の届出及び勧告事務補助金で、町内の土地の売買数により交付額が決定いたします。令和5年度につきましては、共通経費といたしまして3万円、また直接処理経費といたしまして23万7,000円となり、26万7,000円計上していますとの答弁がありました。

次に、委員から、平島のネクスコ・アンダーパスの北側排水路の水門は民間人の方が開閉をされていると話を聞いたが、協力、主導といった問題の対処が必要ではないかとの問いに、理事者側から、この熊野排水路につきましては岐阜市所管の排水路となっており、ネクスコ・アンダーパスより下流側に農事用の手動スライドゲートが設置してございます。管理に当たりましては、基本的に地元の農業従事者にて行っておりますが、大雨が予想される場合は、岐阜市や羽島用水土地改良区と連携を図り、今のスライドゲートの運用についても協議し取りまとめを進めているところでございますとの答弁がありました。

次に、委員から、道路橋梁維持費において物価高騰で恐らく補修するにしても、材料代の値上げとか人件費等も上がっている中、予算額が昨年度とほぼ同額であるが、予算編成に当たって今の物価高騰分を加味されているのかとの問いに、理事者側から、現在コロナ感染症の流行をはじめ、ウクライナ情勢等の影響により様々な材料について価格高騰や入手困難な状況となっております。そのため、従前に比べて同量規模の道路環境整備を図ることが非常に困難であります。限られた財源の中で真に必要な整備を見極め、最大限の効果が発揮できる道路環境整備の実施に向けておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、新規事業の岐南町公共下水道事業について国から施設整備実施時期の目標があったのはいつ頃か。県内の策定率が低い状況でなぜ岐南町がこれをやろうと思ったのか、その経緯を教えてくださいとの問いに、理事者側から、国交省から下水道法については令和3年11月1日施行、水防法については令和3年7月16日施行に伴い義務化の指導があり、浸水想定区域の拡大を図るよう併せて指示がありました。浸水想定区域を定めております自治体にあつては、全国的に見まして9.6%、県内におきましても策定図の整備率が0%と、どの自治体も作っていないという状況です。今後、浸水想定区域を定めるに当たり、雨水管理総合計画を策定し、下水道整備の優先順位を定め、雨水渠整備を図っていききたいという考えで、岐南町公共下水道事業の雨水計画を実施いたしますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第14号 令和5年度岐南町国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、質疑に入りました。

特に質疑はなく、採決したところ賛成全員で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第15号 令和5年度岐南町介護保険特別会計予算についてを議題とし、質疑に入りました。

委員から、職員が1人から2人に増えた理由はとの問いに、理事者側から、介護保険の一体化事業で保健師を1人増やすということで職員を1人増やしますとの答弁がありました。

採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第16号 令和5年度岐南町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、質疑に入りました。

委員から、新規事業の高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業において何が改善されるのかとの問いに、理事者側から、今までは75歳となった時点で保健事業が途切れてしまったが、一体化事業をすることにより、引き続き保健師の訪問が継続できるため、保健事業が充実できるとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

次に議案第17号 令和5年度羽島郡二町教育委員会特別会計予算についてを議題とし、質疑に入りました。

最初に、委員から、ボランティア表彰の内容との問いに、理事者側から、児童生徒が学校や地域でボランティアをしたときに、ボランティア手帳に記録し、50回の記録の手帳を1冊終えた児童生徒が表彰の対象となっております。今年度は郡内の小学校で約1,000名、中学校で約500名が表彰される予定です。表彰者には二町教育委員会のほうから羽島郡ボランティア賞の賞状と、記念品としましてクリアファイルを各学校を通して配布しておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、アシスタントティーチャーの人員は充足しているかとの問いに、理事者側から、募集に関わる定員は集まっておりますとの答弁がありました。

採決したところ、賛成全員で原案どおり可決しました。

次に、議案第18号 令和5年度岐南町水道事業会計予算についてを議題とし、質疑に入りました。

委員から、水道料金の収納率が前年度より落ちた要因はとの問いに、理事者側から、転出していく際に無断で退去される方や、独り暮らしの方でお亡くなりになる方もみえますので、収納率が落ちたと思われまるとの答弁がありました。

次に、委員から、量水器から宅内の間で漏水した場合の水道料金の取扱いについて

との問いに、理事者側から量水器から先の宅内の漏水につきましては、水道を配水するため費用がかかっておりますので、水道料金はいただいておりますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第19号 令和5年度岐南町下水道事業会計予算についてを議題とし、質疑に入りました。

委員から、下水道に未加入世帯への促進はどうしてるのかとの問いに、理事者側から、下水道の未加入世帯へは広報紙で水洗化に協力していただく案内をしておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、マンホールの耐震化工事とはマンホールの浮き上がり防止工事のことなのか、またマンホール3基を耐震化するのか、また町内にはマンホールは何基あるのか、またマンホールの耐震化の優先度はとの問いに、理事者側から、マンホールの耐震化工事とは平成9年以前に施工したマンホールの一部に躯体に鉄筋が入っておらず耐震性能を有してないため、地震動に対応する性能にすることと、マンホールの浮上を防止する工事のことです。次に、新年度は八剣北地内のマンホール3基を耐震化工事いたします。次に、令和3年度末で4,722基のマンホールがあり、そのうち耐震化の必要があるマンホールは336基です。最後に耐震化の優先度については、下水道総合地震対策計画の中で重要な幹線等に位置づけられる管路施設を重要度の評価により優先度を設定しておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、料金の値上げについてどのように考えているのかとの問いに、理事者側から、どうしても値上げしなければならない状況と判断したときは検討していきますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（後藤友紀君） 以上で委員長報告が終わりました。

お諮りします。本来であれば順次委員長報告に対する質疑、討論、採決を行うわけですが、この予算特別委員会の委員は全議員であることから、委員長報告に対する質疑は省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

質疑があればお受けします。

10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきましたので、委員長報告に対しての質疑でございますので、なければいけないと言っていただければいいと思います。なぜやるかということは、やはり議事録に載せることを含めながら、そして今後の私のやは

り考え方ということも広めるために載せたいためでございますので、そこら辺をよろしくお願ひします。一括して、そういうことはありませんでしたというなら、そういうふうで結構でございます。よろしくお願ひします。

順番に行きます。まず、コミュニティバス、これ3,600万掲げておりますね。18年前、このコミュニティバスが廃止したときの経緯、私や、ある程度の年数、恐らくこの中で議員であるお2人の方はご経験になって、なぜかということ、含めたときに、非常に危険水域に入っておるといふこと。これは統計上分かるんですよ。細かいことは言いません。私は自分の解析で、営業係数というやつも出してありますから、やはりある程度の段階でアンケートを取る何とかいふようなお話がありましたね。それで果たしてその営業係数的なものが上がるように見えませんので、そういうような質問があったかないか、まず第一点。

次はやすらぎ苑の駐車場整備ということで組まれておりますね。このことを私9月議会で言いましたよね。やはりあそこの施設というのは全体計画の中でやらなあかんことばかりなんです。確かに、土地を売られる方からすれば、譲渡税はただ、ちょっと高こう買ってもらえる。それはね、前の町長がやったとしても、これは測量までやったとしても、今必要、優先順位低いとならば、もっと遅くていいわけです。笑っておったらあかんですよ、本当の話やで。というふうな質問があったかないか。

次、帯状疱疹、これ非常に大事なことです。私も55のときに帯状疱疹やりました。そのときブロック注射をやらさせていただいて、1回が約1万円ぐらい取られて、2の回やって、それで止まったわけでございますが、今度あるところの党の方が国に要するに要望出されて、無料でやってくれと、ワクチンの補助だけやなしに無料にしろよと、治療も含めて、そういうふうな話で要するに帯状疱疹ワクチンというふうなことでございませうけれども、現実的に岐南町は、ワクチンというのはかなりのワクチンを今やっておるんですよ、岐南町の分類で。料金表とってちゃんと岐阜県のほうから出ておるんですよ、広域的に。

その中で帯状疱疹も大事ですよ、50から70、80までの間、4人に1人の方が帯状疱疹にかかるよというふうなことで、1,000人当たり6名から7名ぐらいの方が帯状疱疹にかかるそうです。しかし現実、まだ優先順位を定めて帯状疱疹をやらなあかんけれども、このワクチンですね、今コロナワクチン、非常に1名とか0名とかいって、だんだんだんだん減ってまいりました。しかし、これは免疫があるから。またどういった形に変わろうか、また感染するか分かんないです。5月4日から第5類になるということは、インフルエンザと一緒に状況になるわけですよ。そのワクチンの助成もやはり優先順位を定めるのは当たり前やないすかね。

そのほかまだいろいろあるんです。風疹とか麻疹とか結核やとか日本脳炎とか、岐南町はいろいろなものに対して委託料幾らと定めておるんです。带状疱疹はいいですよ、やっていただけりゃいいと思います。だけど、全体の中でやはりワクチンをどれとどれとを今回はこういうふうにするんやということのそういう話はなかったか。

続きまして、商工会、何か助成金が300万プラスされています。1,700万から300万、通常1,500万が1,700万、それプラスアルファ若者の商工会員だけの要するに何かお金がまた300万ですか、すると全体的に500万か600万、商工会費というものに対して高くなっておるわけですが、その内容のことについて説明があったかです。

道路、非常に小島町政の中で道路あちらこちらときれいにさせていただいてほんと感謝しておるわけです。これは町長の特徴やと思いますね。今までの町長というのは、なかなか言ってもああでもないこうでない、財源がどうのこうのと言って、そういうことばかり言っておった。だけど、今回のこの道路の要するに補修等々につきましては1,000万余分に増えておるんやね。これにはやはり僕、LoGoフォームやったかね、LoGoフォームというようなことで来年度に向けて、何月か分かりませんが、町民の皆様からLoGoフォーム持って、スマホでアプリ取って、いろいろなことを情報が行政のほうで行くわけですが、どういう形にしようか、町民そして自治会長、そしてもろもろの地域の議員、職員を含めて全体的な岐南町地図に、こことこことこが悪いということをして、それで優先順位を役場の中で決めてやるというのは、私はやはり税の公平性、税を皆様方に公平に使うという、そういうような質問があったか。なけりゃないでいいんですけど。

それで、羽栗グラウンドもそうですね。2億3,000万で笠松町から買った。買って、それをどういうふうにするかということに対しての計画性をやっておるかやっていないかという質問があったかという以上のことの質問をもって、委員長よろしく願い申し上げます。

○議長（後藤友紀君） 予算特別委員会委員長 渡邊憲司議員。

○予算特別委員会委員長（渡邊憲司君） 岩田議員の質問にお答えいたします。コミュニティバスについては似たような質問が出ていましたので、説明いたします。行政側から利便性の向上に努めてまいりますという答えでした。

それ以外に対しては質問は出てなかったです。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 最初に、議案第13号について討論を許します。討論はありませんか。

10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきましたので、討論をさせていただきます。

町税も固定資産税等々結構伸びておるなというようなことは分かっておりますが、分かっておる中で、このコミュニティバス、アンケートを取っていろいろな改良をどうのこうのというふうに半年たって、このような状態でアンケートを取って何が改良ができるかということやね。前の伏屋のコミュニティバスと本当に一緒に状況以下になっている、これは。ではなしに、3,600万年間投資しておる。デマンドタクシーは確かに増えていっておるんですよ。これ便利いいわ、私みたいな人間、タクシーがある程度の段階来て、帰るときも呼んでさっさと行ける。バス停まで行くにしても大変。杖つたご老人の方々なんか大変なんやもっと。あのバスに乗ったら、ふらふらになって転んでしまう、バスの中で。そういうような状況でもございます。私がよ、私が体験した中で、1回乗ってね。

こんな空バス状態で果たしていいのかということ。さっき僕言ったでしょう。微分やれば、係数を出せば営業係数が非常に悪いものやということを知った中で賛成をされたんだから、責任を取らなきゃならないということ。3,600万は失敗したわ、そんなわけにいかんよ、これ。議員さん賛成したでしょう。反対した人もおみえになりますけれども。そういうような中、そして優先順位はやはりいろいろな事業を起こすときは優先順位を定めながら、これが1番、2番、3番とやるのが当たり前。それを、よし分かった、これやるわと、そういう幾ら行政権があったって、そんなことやっていかん。町民の皆様方に納得、また議員の皆様方に納得できるような形でやっていただいて、その中でどうだというようなことなら分かります。だから、そういういろいろなことを見たときに、私は今回の予算、いろいろまだ諸問題ありますよ。私、委員会のときは賛成しました。その後、いろいろ見ました。だけど、この予算では賛成できません。

細かなことに対しましては確かに大事なことです。修正予算だせばいいがやということでもございますけど、歳出は簡単に出せるけど、歳入が難しい。これだけ私が問題提起することがあった場合。だから、私は修正予算は出しません。しかし、細かなことに対しましては賛成をさせていただきます、心の中ではね。しかし、この場ではこの予算全体的に見たときによろしくないという考えの中で反対討論と代えさせていただきます。

終わります。

○議長（後藤友紀君） ほかに討論はありませんか。討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第13号について、委員長報告は原案を可決とするもの  
あります。

議案第13号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(後藤友紀君) 起立多数であります。よって、議案第13号 令和5年度岐南町  
一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号について討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長(後藤友紀君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。議案第14号について、委員長報告は原案を可決とするも  
のであります。

議案第14号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(後藤友紀君) 起立全員であります。よって、議案第14号 令和5年度岐南町  
国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号について討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長(後藤友紀君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。議案第15号について、委員長報告は原案を可決とするも  
のであります。

議案第15号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(後藤友紀君) 起立全員であります。よって、議案第15号 令和5年度岐南町  
介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号について討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長(後藤友紀君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。議案第16号について、委員長報告は原案を可決とするも  
のであります。

議案第16号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(後藤友紀君) 起立全員であります。よって、議案第16号 令和5年度岐南町  
後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号について討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長(後藤友紀君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。議案第17号について、委員長報告は原案を可決とするものであります。

議案第17号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(後藤友紀君) 起立全員であります。よって、議案第17号 令和5年度羽島郡二町教育委員会特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号について討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長(後藤友紀君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第18号について、委員長報告は原案を可決とするものであります。

議案第18号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(後藤友紀君) 起立全員であります。よって、議案第18号 令和5年度岐南町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号について討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長(後藤友紀君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第19号について、委員長報告は原案を可決とするものであります。

議案第19号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(後藤友紀君) 起立全員であります。よって、議案第19号 令和5年度岐南町下水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

—————◇—————

第17 議案第20号から議案第18 議案第21号

○議長(後藤友紀君) 日程第17、議案第20号と議案第18 議案第21号の2案件を一括し議題とします。

—————

(議案掲載省略)

---

○議長（後藤友紀君） この案件に対する提出者の説明を求めます。

小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 議案第20号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案件は、東小学校トイレ改修工事を実施するもので、地方自治法第96条第1項第5号及び岐南町議会への議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本工事は、去る2月27日に一般競争入札を実施いたしました結果、岐阜県各務原市神置町3丁目5番地、協和建設株式会社代表取締役 堀 英哲と7,370万円の工事請負契約をいたすものでございます。

なお、工期は令和5年10月31日までを予定いたしております。

議案第21号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案件は、西小学校南舎トイレ改修工事を実施するもので、地方自治法第96条第1項第5号及び岐南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本工事は、去る2月27日に一般競争入札を実施いたしました結果、岐阜県山県市松尾3番地の25、梅田建設株式会社代表取締役 梅田真臣と6,363万5,000円の工事請負契約をいたすものでございます。

なお、工期は令和5年10月31日までを予定いたしております。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 以上で説明は終わりました。

最初に、議案第20号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（後藤友紀君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（後藤友紀君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（後藤友紀君） 起立全員であります。よって、議案第20号 工事請負契約の締結について（東小学校トイレ改修工事）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 7番 櫻井です。議長の許可をいただきましたので、大きく2点お尋ねいたします。

まず初めに、西小は北も南も非常にひどいということでやろうということで、とりあえず南舎からということになったわけです。そこでお尋ねいたします。北舎のトイレ改修実施予定をお尋ねいたします。

2つ目、東小にあるベビーシート、ベビーチェア、オストメイトはなぜ西の仲よしトイレ、いわゆる多目的トイレに設置されないのか、その点にお尋ねいたします。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 堀場康伸住民部長。

○住民部長（堀場康伸君） 櫻井議員の質疑にお答えいたします。

西小北舎のトイレの改修工事につきましては、令和5年度に補助金の申請をいたしまして、令和6年度工事の予定をしております。しかしながら、できるだけ早い改修をしたいと考えておりますので、文部科学省の補助金申請の前倒し等のお話がありましたら、検討してまいりたいと思います。

あと2点目のご質問、西小学校の多目的トイレにつきましては、西小学校北舎に多目的トイレを設置する予定をしておりますので、そちらのほうにベビーシート、オストメイト等の設備を設置する予定でございます。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） ほかに質疑はありませんか。質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（後藤友紀君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後藤友紀君） 起立全員であります。よって、議案第21号 工事請負契約の締結について（西小学校（南舎）トイレ改修工事）は、原案のとおり可決されました。



閉議閉会

○議長（後藤友紀君） 以上をもって今期定例会に付議された事件は全て議了しました。

よって、本日の会議はこれをもって閉じ、2023年（令和5年）第1回定例会を閉会

いたします。

午後0時3分 閉会

—————◇—————  
本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

後 藤 友 紀

岐南町議会議員

岩 田 晴 義

岐南町議会議員

長谷川 淳